ＤＸ技術を活用した商店街の機能活性化事業費補助金

賃金の引上げ申請に係る誓約書

　令和４年度当初予算地域ＤＸ技術を活用した商店街の機能活性化事業費補助金（以下、「本補助金」という。）の賃金の引上げを申請するにあたり、下記１～５までの事項について誓約します。

１．本補助金の申請及び報告において虚偽の記載をしないこと。

２．間接補助事業が完了した翌年度に別紙「賃金の引上げに係る実績報告書」を提出すること。

３．補助事業終了から１年後において、「給与支給総額増加（※１）」又は「事業場内最低賃金引上げ（※２）」又は、それと同等の賃金の引上げ実績（※３）を行うこと。

　　※１　補助事業完了後の１年間において、給与支給総額を１．５％以上増加させること。

　　※２　補助事業完了から１年後、事業場内最低賃金を＋３０円以上増加させること。

　　※３　補助事業完了から１年後、賃上げの実績を確認することができる客観的な証拠書類等とともに、実質的に加点基準を上回っていることについて、税理士等が署名とともに記した書類を提出すること。

４．実績報告書を提出しなかった又は申請時に選択した「給与支給総額増加」又は「事業場内最低賃金の引上げ」又は、それと同等の賃金の引上げの要件を満たさなかった場合、経済産業局又は地方公共団体から指導を行う。

５．本補助金の交付要項及び公募要領等に従うこと。

 　年　　　月　　　日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者の氏名　　　　　　　　　 　　　　　　　　印

（※自署または記名捺印）

別紙

賃金の引上げに係る実績報告書

　令和４年度当初予算ＤＸ技術を活用した商店街の機能活性化事業費補助金の賃金の引上げに関する誓約書にあたり、下記のとおり報告します。

1. 給与支給総額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 間接補助事業者 | 1. 申請前
 | 1. 間接補助事業終了後１年後
 | 増減率（％）【(②-①)/①×100】 |
| 給与支給総額 |  |  |  |  |

1. 事業内最低賃金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 間接補助事業者 | 1. 申請前
 | 1. 間接補助事業終了後１年後
 | 上乗せ額【②-①】 |
| 事業場内最低賃金 |  |  |  |  |

1. その他同等のもの

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 間接補助事業者 | 1. 申請前
 | 1. 間接補助事業終了後１年後
 |  |
|  |  |  |  |  |

※税理士又は公認会計士等の第三者による確認を要件。

 　年　　　月　　　日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者の氏名　　　　　　　　　 　　　　　　　　印

（※自署または記名捺印）